

## 令和2年度 東みよし町空き店舗等利活用支援事業補助金の概要

東みよし町内の中小企業者（会社・個人）で、感染症対策や町の賑わいづくりのために実施する店舗内外の改装及びこれらと一体として整備する設備等に係る費用の一部を補助します。

また、空き店舗を利活用して、小売業、飲食サービス業及びサテライトオフィス事業等の活性化につながる事業を営む中小企業者の方に対して、改修に係る経費の一部を補助します。

令和2年7月 産業課

項目	内容
補助対象者	<p><b>次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内に事業所を有する個人・法人であること（企業誘致の場合は除く。）。 </li> <li>・ 空き店舗の所有者の親族でないこと。</li> <li>・ 大企業等のフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。</li> <li>・ 町税を滞納していないこと。</li> </ul>
対象事業	<p>(1) 空き店舗活用事業 町内の空き店舗において中小企業者が行う改築工事代金 ①小売業、飲食サービス業 ②サテライトオフィス事業、コワーキングスペース開設事業 ③その他、雇用が発生する事業など。</p> <p>(2) 既存店舗改修事業 町内の店舗において中小企業者が行っている店舗のリノベーション工事代金 ①新型コロナウイルス対策事業（設備導入、3密空間対策整備など） ②その他、新しい生活様式に対応した改善事業</p> <p>ただし、以下の場合は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業</li> <li>・ その他町長が不相当と認める事業</li> </ul>
補助額	<p>(1) 空き店舗活用事業 改築工事代金の3分の2以内 【上限額100万円】</p> <p>(2) 既存店舗改修事業 リノベーション工事代金の2分の1以内 【上限50万円】</p>
対象経費等	<p>長期的な経営計画に基づき、利用客の利便の向上や店舗の販売力の向上を狙えるものを対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 消費税及び地方消費税は補助対象外となります。</li> <li>② 一般備品は補助対象経費とみなしません。</li> <li>③ 原則、東みよし町外の業者に委託する工事等にかかる経費は補助対象とみなしません。</li> <li>④ 過去に同一店舗で当事業補助金の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。</li> <li>⑤ 千円未満は切捨てとします。</li> </ol>

提出書類	<p>申請者は、補助対象事業に<u>着手する前に</u>「東みよし町空き店舗等利活用支援事業補助金交付申請書」と以下の書類を産業課に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業計画書</li> <li>② 店舗の賃貸借契約書の写し（空き店舗を利用して事業を行う場合）</li> <li>③ 空き店舗又は既存店舗の位置図</li> <li>④ 現況写真（事前写真）</li> <li>⑤ 空き店舗又は既存店舗の改修に係る図面及び見積書(完成予想図)</li> <li>⑥ 町税納税証明書</li> <li>⑦ その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
募集期間	令和2年7月1日（水）から予算の範囲内で随時受付しております。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 必要に応じて現地調査を行います。</li> <li>② <u>補助事業は年度内（3月末）に完了するものが対象となります。</u> (翌年度へ繰り越しや事前交付はできません)</li> </ul>

**補助金申請から交付までの流れ**

①申請	<p>申請者⇒東みよし町産業課 空き店舗等利活用支援事業補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当者が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 ※受付は土、日、祝日を除きます。※必要に応じて現地調査を行います。</p>
②交付決定	<p>東みよし町産業課⇒申請者 東みよし町商工会と協議の上、補助金交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。</p>
③工事等の着工・備品購入	<p>補助金の交付決定を受けてから工事等の着工をしてください。 交付決定前に着工した工事は交付対象になりません。 ただし、令和2年4月から6月の着工のうち、新型コロナウイルス対策は例外とします。</p>
④実績報告	<p>申請者⇒東みよし町産業課 改装にかかる代金の支払い完了後、空き店舗等利活用支援事業補助金実績報告書に記入し、下記の必要な書類を添えて提出してください。</p>
⑤実績報告	<p>《実績報告に必要な書類等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業収支決算書</li> <li>② 領収書の写し（宛名は申請者と一致するようにしてください）</li> <li>③ 業者が発行する工事費を証する明細書</li> <li>④ 写真（施工後の内部・外部の現状がわかるもの）</li> <li>⑤ その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
⑥補助金の交付	<p>実績報告書の内容を審査し現地調査を行った後、町に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。 ※町に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。</p>

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の様式については、東みよし町ホームページからダウンロードできます。